

2022年1・2月号

2022年3月23日発行

NPO 法人 わっか
月次報告書



34



だれもが、まるごと受けとめられる社会をつくる

わっかは、だれもが、まるごと受けとめられる社会を目指して活動を行う団体です。

子どもを取り巻く環境について

子どもたちは、思うがままに過ごす時間や、まるごと受けとめられる経験が少なくなっています。いまの子どもたちは、自分では変えることができない社会環境や大人の意識の変化により「思うがまま」に過ごす時間や、まるごと受けとめられる経験が少なくなっています。

大人の価値観による評価、他者との比較や数字で表せる結果で、

子どもの存在を条件付きで認める場ばかりになり、

さらには、地域社会においても、

その子のまるごとを受けとめてくれる存在も少なくなっています。

また、学校、学習塾、習い事、スポーツクラブで多忙な毎日を送り

仲間も時間も空間もなくなりつつあります。

「わっか」は、2014年3月から活動をおこなっています。

活動当初は、月に1回冒険遊び場を、びわ湖のほとりで行っていました。

そこに来てくださる方の声に応えたくて2015年7月から、古民家の開放をはじめました。

毎週月曜日の放課後、日曜日は月に1、2回開けることから始めた古民家開放は

わっかを通じて出会った人の声に応えるように、活動の幅を広げています。



第三十四号

目次

学童保育とは？シリーズ 最終回	柳生のび	4
若者を取り巻く環境について 最終回	佐藤真紀	6
事業報告		
月ようわっか		8
平日わっか		9
日ようわっか		10
1・2月にいただいたご寄付		11
編集後記		12

学童保育とは？シリーズ最終回 わっかのびが語る学童保育の世界 柳生 のび

ここまでのシリーズで、ほんの少しですが、ゼロから学童をつくったおばちゃんの話を紹介させていただきました。最終回は、おばちゃんのはじめた学童で学んだわっかのびがやっている学童保育所「さかっこクラブ」の保育について少し紹介させてもらおうと思います。

さかっこクラブの保育目標は「可能性が活きる保育」です。人生は子ども自身のモノです。大人が押し付けず、決めつけず、人生を子どもに委ねます。私たち大人は子どもの人生を保障する義務があります。そのために、子どもの自分らしさが保障される保育を目指します。

その実現のための具体的な保育指針は3つ、ひとつ目は、子どもと一人の人間として向き合う保育、子どもを未熟な大人として見るわけでもなく、一人の人間として、子どもという今を生きる人間として向き合うことを大切にしています。子どもだからと言って、適当に説明したり、舐めたりはしません。彼らと真正面から向き合います。

2つ目は、選択の自由を保障する保育、子ども達は自由に選択していいはずなのに、自分の選択を周りの大人の都合で決められてしまうことが少なくありません。そんなことが少なくとも、さかっこクラブの中にはないよう、子ども達に選択の自由を保障することを大切にしています。例えば、一見楽しいイベントでも好きじゃなかったり、気分じゃなかったりしたらやりたくない子は必ずいます。やらなくても選択です。その選択を尊重するようにしています。

3つ目は「子ども文化を育む保育」です。これは、おばちゃんからの受け売りです。でも、とってもいい表現だなあと、自分も自分の学童で実践していきたいと思、指針として掲げています。これは、子ども達が子ども達同士で、さかっこクラブの雰囲気をつくらせていくことに繋がります。文化が育まれる状態になるということは、それだけ物事が成熟し、そのものらしさ、個性、特異性みたいなものがその場に醸し出される状態ということ、そこまでくれば、その場は子ども達によって育まれた文化そのものになるのだと確信しています。今はまだ、ゆっくりと場の雰囲気醸成させているところですが、少しずつ形ができてつつあります。

続いて、スタッフの行動指針として5つ項目を挙げています。ざっと紹介します。

- ① 主役は子ども（子どもの立場になって考えます。）
子ども達をいつも真ん中に置いた関わりを心がけています。
- ② 気持ちの導線を大切に（子ども達がやりたいことができるようにします。）
ボク達の保育では、子ども達のこれしたい！あれやりたい！と思う気持ちを実際の行動になって表れる様を「気持ちの導線」と呼んでいます。ボクらは、気持ちの導線が途切れることなく過ごせる場を設定し、スタッフもそうやっていくように陰ながらサポートします。

③ 子どもの話をまず聞く（大人が決めつけないようにしています。）

例えばケンカであっても、先ずお互いの言い分をしつかりと聞きます。ケンカを仲裁する時にありがちなのが、先に手を出した方が悪い、先に悪口を言った方が悪いとされ、先にやった方が相手に謝らせられるというパターンです。でも、本当は先に言った方に全て非があるかはわからないですよ？その前に、もしくはそれまでに何かあったのかもしれないし、後からやった方がもっとひどい事しているかもしれないし、だから、大人はよく子ども達の話を聞いて、子ども達のよき代弁者として双方の橋渡しをしてあげることが大切だと考えています。

④ 対話を大切に（子どもと対等な関係でやりとりをします。）

子どもだからと言って分からないと決めつけず、真剣に向き合います。大切なことはきちんと理由を話し、できるだけ、クラブの過ごし方についても子ども達と一緒に考えるようにしています。そうすることで、さかっこクラブが子ども達にとって、よりよい場所になると考えています。

⑤ 子どもに問いかける（子どもに物事に考えてもらいます。）

大人に言われるがままではなく、子ども達自身で考えてもらう問いかけをします。その子自身がどう思っているか、どう感じているのか、そこを大切に、自分で考えることを促します。

これら5つのことを念頭に置いてもらいながら、スタッフには子ども達に向き合ってもらっています。決して難しいことや変わったことは書いていません。とってもシンプルで、でもとっても大切なことです。だからこそ、定期的に保育目標や保育指針についてスタッフ同士で考える研修も設け、当たり前のことを当たり前にやることを大切にしています。

さかっこクラブは、びっくりするくらいケンカやトラブルが少ないです。いや、むしろないって言っても過言ではないくらいです。落書きもありません。おもちゃがすぐ壊れることもありません。（全くないわけではないですが、）スタッフが必死になって仲裁するような事も起きないし、スタッフも子どもを一方的に怒ったりはしません。本当にのんびりとした和やかな雰囲気クラブの中にはあるようです。その雰囲気を大切にしながら、後、数年かけて「こども文化」が根付くような雰囲気にしていきたいなと考えています。

最後に、これまで拙い文章で大変恐縮ではありましたが、最後までお付き合いいただき、本当にありがとうございました。ほんの少しでも、ボクのためにも尊敬するおばちゃんとその学童のことをお伝えてできて本当に良かったです。ぜひ、おばちゃんの熱意にあてられて、学童保育の仕事に熱中し続けるわっかの、のびがやっついる学童に遊びに来てくださいね。



私に関わる「若者」には、20歳も半ばを過ぎた人たちも少なくありません。成人年齢を過ぎているので、法的行為に関しては自分で決定し、責任を取るようになる。誰も責任を取ってくれませんか。そうしたことが18歳以上にも4月1日から民法改正の施行によって適用されます。いわゆる「18歳の成人」です。18歳で成人となるということで、クレジットカードの契約も、賃貸契約も、結婚も自分自身で行えることとなります。

他方で、未成熟な状態である18歳という存在に対しての犯罪被害の危惧も継承されています。例えば、一般の国会ではアダルトコンテンツへの出演契約は民法上の契約行為であり、18歳が単独で可能。つまり、親(親権者・法定代理人)が未成年者取消権を行使できない旨の答弁もされました。特に若年者は消費者トラブルが多く、今回の法改正でも大きな課題として指摘されています。消費者庁によれば、特にダイエット、バストアップ、脱毛、エステなどの美容関係、ネット通販のトラブルが多く報告されています。例えば脱毛などは全身脱毛70万円程度かかる場合もありますが、学生がアルバイトで稼ぐ月収を月5-8万円とした場合「月数万円の分割払いで大丈夫ですよ」との契約も単独で可能となります。70万円の契約をしたとしても、約3万円を2年間で払えば「払えない額ではない」と思いかもかもしれませんが、コンスタントに月10万円に満たない収入の学生が3万円を払い続けるのはかなり苦しいものがあるのではないのでしょうか。社会生活を自分の得た収入で成立させている経験がないと、やや不安が残るケースです。

また、民法上だけでなく、4月1日には少年法も改正される※1ことはあまり知られていません。今後、少年法改正によって18歳、19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めました。18歳、19歳も引き続き少年法が「特定少年」として適用され全件が家庭裁判所に送られ、処分が決定されることは変わりません。ただし、原則として重大事件などの逆送対象事件や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に扱われていくなど、17歳以下とは異なる取り扱いがされることとなります。また、起訴された場合は実名や写真報道の禁止が解除されます。つまり、実名報道がされることとなります。より重い責任が18歳以降には求められることとなります。

そうした「責任」が求められる一方で、親権や監護権が4月1日で消失するということは、「親から逃げたい人」にとっては大きなメリットとなります。家の契約も自分自身の名義で行える。労働契約も民法上の契約も単独契約行為として自分自身で行えるようになることで、自分の決定で住むところ、働くところなど生活ところが20歳を待たずにも自分で選びやすくなります。もちろん、現実的な手続きや理解力などの課題は大きく押し掛かっていますが。

そうした法改正は今まで20歳で「一応の大人」とされてきた子どもたちに早期成熟を促すこととなります。つまり、親側も18歳までに「子どもが大人になる準備」を進めていかななくてはならないともいえるのではないのでしょうか。

ただし、法律上の成人(＝大人)になるということは、決して自立(＝様々な依存先に依りながら自己決定により生きていくこと)するということではありません。親権者がなくなりますから法的に責任を取るということは困難になったとしても、18歳、19歳という成人年齢は高校在学中もしくは就職1年目、高等教育1年目あたりに相当します。社会経験が未熟な中で、周囲とどのようなコミュニケーションを取ってよいかなど、自分と他者との境界線を学んでいる最中ともいえる年齢だからです。また発達の差も環境だけでなく個人差が大きい年齢ともいえます。

そうした若者たちと向き合っていると当然、若者たちと付き合っていると様々な人と人のコミュニケーショントラブルに発展します。時にはクリティカルなことも起こりますが、それを含めて「親権者」が関わるのではなく、若者自身で「練習できる場」が必要だと常々感じています。そうした「練習できる場」がないと、それこそ意図せずに犯罪加害者になることや、被害に巻き込まれることも少なくありません。

親権者や周囲の大人ができるのは「練習の場」を提供し続ける事かもしれません。場合によっては、18歳、19歳以降もそうした場が必要になってくるのではないのでしょうか。例えば、障害を持つ方の場合だと、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所といった働くための訓練施設が制度として準備されています。また、大人になってからも専門実践教育訓練給付金などを活用して資格を取ったり、学校に通うこともできます。ただし、こうしたものはあくまで就労に特化していたり、ある一定の条件を満たしていないと利用できません。つまり、ユニバーサルな支援ではないのです。

高校を卒業後は8割近い若者たちが高等教育へと進学(4年制大学に限れば5割ですが)します。そうした生活の中で、必ずしも消費契約や成人としての社会生活を歩めるソーシャルスキルが学べるわけではありません。ややもすれば、そうしたスキルを持っていて当たり前ということを前提に設計されている場合もあります。

そうした前提に立つと、いま求められるのは「安心してチャレンジ」したり、「失敗」ができる場を私たちがどのように保障していくことかもしれません。1年間、子ども・若者を取り巻く環境と題して連載を続けてきましたが、目指すべきは「誰であれ」「社会生活がその人らしく営めるよう」ユニバーサルな支援が受けられる社会であるのかもしれない。

※少年法が変わります(法務省 2022、3、9取

得)https://www.moj.go.jp/keiji/keiji4_00015.html

さとうまき

現場から社会を思考する/コンサル/SW(社会福祉士|精神保健福祉士)/地域:東京⇔岐阜/領域:地方自治|政治|若者|子ども|女性|虐待|地域福祉|生活困窮|学校|LGBTQ

毎週 月曜日 16:00 ~ 20:00

子ども 34 名 (29 名) おとな 8 名 (5 名)

月ようわっか

() 内の人数がご飯を食べた方持ち帰りも含む

毎週月よう日の放課後に必ずひらかれる場です。参加費無料・申込不要。カリキュラムやプログラムは一切なしで「ルールがない」がルールです。子どものみちくさできる場所、子どものたまり場として場をひらいています。

1月17日 子ども 7 名 (5 名) 大人 1 名 (0 名)

メニュー：ごはん、さつまいもとかぼちゃの味噌汁、伊吹ハムステーキ、キャベツの塩昆布和え、里芋ペペロンチーノ

1月24日 子ども 5 名 (4 名) 大人 2 名 (2 名)

メニュー：たらこ Pasta

1月31日 子ども 5 名 (5 名) 大人 1 名 (1 名)

メニュー：焼きそば

2月7日 子ども 4 名 (4 名) 大人 1 名 (0 名)

メニュー：エリンギ、新玉ねぎ、チキンの Pasta

2月14日 子ども 6 名 (5 名) 大人 1 名 (0 名)

メニュー：ごはん、かぶの味噌汁、たらのムニエル、新玉ねぎのステーキ、ワサビ菜のおひたし

2月21日 子ども 5 名 (4 名) 大人 1 名 (1 名)

メニュー：ラーメン

2月28日 子ども 2 名 (2 名) 大人 1 名 (1 名)

メニュー：ごはん、春菊と油揚げの味噌汁、かぶのそぼろあんかけ、ヒラ天と水菜の炒め物



毎週 火～木曜日 13:00 ～ 17:00

金曜日 16:00 ～ 20:00

子ども 27 名 おとな 7 名

平日わっか

毎週火～金요일に開いている場です。参加費無料・申込不要。カリキュラムやプログラムは一切なしで、ただ開いている場です。そんな場所に集う人たちと、ゆったりとした時間を過ごしています。



常連の子たちがたらこパスタが好きだと、以前から聞いていました。
だから、たらこパスタを金曜日に作ってみました。4人分をボールでまとめて作ると、
大量のパスタになりました。それを子どもたちで分けてくれ、それぞれ食べました。

食べ終わった後、子どもたちが皿を洗ってくれました。
頼んでもいないのに、自然に洗ってくれているのです。
こういうのって、お願いをしなくても自分達ですてくれるんですよね。
ときどき同じ時間を一緒にすごしていくなかで、洗ってくれる。
その意味とか考えるのは野暮ですね、ただ嬉しかった。ありがとう。

第2、4日曜日 10:00 ~ 15:00

子ども 19名 おとな 4名

日ようわっか

第2、4日曜日のお昼に古民家を開放しています。お休みの日なので、ここに、くるのは小学校高学年までの親子連れが中心です。親子で、きていた子が大きくなったら一人で「月ようわっか」にくるということもあります。



2022年1・2月に頂いたご寄付

物品でのご寄付 **4**名（団体）

・たくさんのふりかけ

ふりかけたくさんいただきました！お腹がすいた子がきたら、おにぎりを出そうと思っています。

・チロルチョコ

あっという間に子どもたちが食べました！

・キャベツ

・かぶ

長浜で農業をされている方がくださいました。

マンスリーサポーター **30**名

荒巻りか、石田智子、大浜麻紀子、後藤基志、佐藤笑代、佐藤すみれ、佐藤真紀、佐藤桃子、柴原隼、鈴木愛子、津田千恵子、永峰美佳、西村、廣部奈緒美、藤澤彰祐、べっかむ、前田諭、マコトヤ、南出吉祥、三輪恵美、吉田尚子（敬称略）

都度ご寄付 **2**名

助成・補助団体、応援企業 **6**団体（2021年度）

米原市、独立行政法人 福祉医療機構、タノシニア合同会社、マコトヤ、紙eco、いっぽまえくら部
（敬称略 2022.3.18 現在）



編集後記

卒業の時期ですね。わっかは、変わらず古民家を開けたり、そこで出会った方と、なんでもないよ
うな時間をすごしています。こうやって活動をは
じめて8回目の卒業式のシーズンを迎えました。

この報告書をはじめて三十四回目の発行となり
ます。開けている私たちも、一人ひとりの環境は
変化しています。最近は毎月の発行もなかなか難
しくなっており、それでも、続けることに意味が
あると思い、続けて参りました。何より応援して
くださっている方とこうやってコミュニケーショ
ンが取れるのは嬉しいものです。

連載していた、柳生のびと佐藤真紀の連載も今回
で一旦終了させていただきました。読んでいただき
ありがとうございます。来月からも、何より続
けることを第一として、紙面の内容を変更させて
いただきます。

少しずつ変わりながらも、活動を続けていくこと
は変わらないでいきたいです。これからも、よろし
くお願いします
(だいのすけ)

Facebook



こどもと大人の居場所 わっか

Twitter



アカウント名 @NpoWacca

Youtube



アカウント名 振角大祐